

## 出生されたお子さまのマイナンバーカードについて

- 特急発行による交付申請を行わなかった場合は、約1か月後に「個人番号通知書」及び「交付申請書」が地方公共団体情報システム機構から直接送付されます。（簡易書留、転送不要郵便）
- お子さまの1歳のお誕生日の前日までは特急発行の交付申請ができます。
- 後日あらためて特急発行での交付申請をすることができます（市役所での手続きが必要なため予約のうえ来庁してください）。1歳未満であれば、お子さまをお連れいただく必要はありません。お子さまの本人確認書類（母子手帳、資格確認書、医療証等）を2点ご持参いただく必要があります（父または母の本人確認書類も必要）。
- 出生届と同時に申請でない場合は、特急発行での交付申請はお住まいの市町村の窓口でしか行うことができません。
- インターネットや郵便で交付申請した場合は、通常の申請となりますので、申請から交付まで1か月程度必要となり、窓口での交付となります。

特急発行による交付申請の場合	通常の申請の場合
<p>マイナンバーカードの交付申請をする （申請受付は市民課のみです。予約してください。）</p> <p>☎電話での予約（平日9時～17時30分） TEL：072-423-9751</p> <p>📱スマートフォンでの予約（24時間）</p> <p>次のQRコードを読み込んでください</p>  <p>↓ 約1週間</p> <p>ご自宅にマイナンバーカードが届く</p> <p>※地方公共団体情報システム機構から直接送付（速達、簡易書留、転送不要郵便）</p> <p>※個人番号は、このときに初めて確認できます（急ぎの場合は、マイナンバー入りの住民票をとってください）</p> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p>次にあてはまる場合は、市民課窓口での受け取りとなる場合があります。</p><ul style="list-style-type: none"><li>・市役所での受け取りを希望する方</li><li>・氏名または住所に代替文字への自動変換ができない外字が含まれている場合</li></ul></div>	<p>出生のお届け</p> <p>↓ 約1か月</p> <p>ご自宅に「個人番号通知書」と「交付申請書」が届く</p> <p>※特急発行による交付申請を行わなかった場合は、約1か月後に地方公共団体情報システム機構から直接送付（簡易書留、転送不要郵便）</p> <p>※個人番号は、このときに初めて確認できます（急ぎの場合は、マイナンバー入りの住民票をとってください）</p> <p>↓</p> <p>送付された「交付申請書」でマイナンバーカードの交付申請をする</p> <p>↓ 約1か月</p> <p>市役所の窓口でご本人確認の上マイナンバーカードお渡し</p>